

個人情報保護対策 / 法人における マイナンバー制度への対応と対策

2015年度第1回青森地区例会では、2016年1月から運用が開始される社会保障・税番号制度について、民間企業や個人事業者様において必要不可欠となる事前の準備事項、「個人番号」の管理、また、管理をする上で義務付けられている厳格な個人情報保護措置など、マイナンバー制度の概要と民間企業において必須とされる数々の準備とインパクト、その対策について分かり易く解説いたします。

また、個人情報保護法施行から約10年、2015年度（5月以降）に個人情報保護法の改正が予定されている中、昨年12月に経済産業省から公布されたガイドラインをベースに、個人情報漏洩事故の実例や個人情報を取り扱う上の基本的なルール、企業がどのような対策をすべきか、などのポイントについて、**リスクマネジメントの専門講師**が詳しく説明いたします。

是非、本セミナーをお役立ていただきたく、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

<富士通ユーザ研究団体> FUJITSUファミリ会東北支部 青森県幹事 田中 喜久男
(株式会社青森共同計算センター 専務取締役)

開催日時	2015年5月20日(水) 13:30~17:10 (受付開始 13:00)
開催会場	青森県観光物産館 アスパム 9階 津軽 (裏面地図を参照ください)
定員	先着20名 *定員になり次第締切とさせていただきます。
申込方法	裏面の申込書にご記入のうえ、FaxまたはE-mailでお申し込みください。
開催概要	<p>13:30~15:30 第1部 「個人情報保護対策」-情報セキュリティの重要性と実践-</p> <p>講師：株式会社富士通マーケティング・エージェント</p> <p>1.SNSによる「個人情報漏洩型炎上」の怖さ</p>  <p>数々の炎上事件を巻き起こしているソーシャルネットワーキングサービス(SNS)。 最も気を付けなければならないのは「個人情報漏洩型」の炎上です。 企業におけるリスクと対策及び個人情報保護法における義務のポイントを具体的に説明します。</p> <p>2.改正ガイドラインのセキュリティ実践</p> <p>昨年、経済産業省から公表された「改正個人情報保護ガイドライン」は法改正を見据えて劇的に厳しく変更されました。特に社内体制や教育、情報セキュリティは踏み込んだ義務が課されており、法に則した対策が急務です。今回は以下を中心に具体的に説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■役員以上とされるCPOの任命とは ■初めて明記されたスマートフォンの取扱とは <p>3.個人情報流出事件に学ぶ企業の「備え」とは</p> <p>対岸の火事ではない個人情報流出事件。これらの事件により注目を浴びた「不正競争防止法」は営業秘密を所有している企業を不正な漏洩等から救出してくれる法律です。 いざというときに救済するために必要とされる日頃の「備え」について具体的に説明します。</p> <p>15:45~17:10 第2部 「法人におけるマイナンバー制度への対応と対策」</p> <p>講師：株式会社富士通システムズ・イースト</p> <p>1.マイナンバー制度と企業実務への影響</p>  <p>2.企業で必須となる従業員、扶養家族、個人事業主様の「個人番号」管理について <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報データのアクセス権限の設定、注意すべきセキュリティ事項 など </p> <p>3.必要となる社内規定について <ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報、関連する機密情報の決め方と取扱 など </p> <p>4.義務付けられる源泉徴収票等の税申告・法定調書、健康保険・年金等の社会保障分野の申告書類</p> <p>5.マイナンバー法で認められた目的以外の個人の特定情報収集の禁止事項、不正行為に對しての「個人情報保護法」には無かつた懲役等の厳重「直接罰」など</p> <p>6.富士通の対応ソリューション・サービスのご紹介 他</p>